

令和3年12月9日

令和3年第3回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会資料
(附属資料)

(令和3年12月7日付託分)

環境農政局

目 次

- 1 事務処理の特例に関する条例 新旧対照表 1
- 2 神奈川県地球温暖化対策推進条例 新旧対照表 8

1 事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正		現 行	
第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）		第1条～第3条（略） 別表（第3条関係）	
1～12（略）	（略）	1～12（略）	（略）
13 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条第1項及び附則第5項において政令市の長が行うこととされている事務にあっては、工場に係る事務に限る。） (1)～(24)（略） （削除）	平塚市及び藤沢市（左欄(7)、(8)及び(16)から(19)までに掲げる事務（(7)及び(8)に掲げる事務にあっては、一般粉じん発生施設に係るものに限る。）並びに左欄(31)のうち(7)、(8)及び(16)から(19)までに掲げる事務に関するもの（(7)及び(8)に掲げる事務に関するものにあつては、一般粉じん発生施設に係るものに限る。）にあっては、藤沢市に限る。）	13 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号）第13条第1項及び附則第5項において政令市の長が行うこととされている事務にあっては、工場に係る事務に限る。） (1)～(24)（略） <u>(25) 法第18条の17第1項の規定により、届出対象特定工事の発注者等からの届出を受理すること。</u> <u>(26) 法第18条の17第2項の規定により、届出対象特定工事の発注者等からの届出を受理すること。</u> <u>(27) 法第18条の18第1項の規定により、特定粉じん排出等作業について法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うことを命ずること。</u> <u>(28) 法第18条の18第2項の規定により、特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずること。</u> <u>(29) 法第18条の21の規定により、特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、及び当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずること。</u> (30)～(35)（略） <u>(36) 法第26条第1項の規定により、(1)から(35)までに掲げ</u>	平塚市及び藤沢市（左欄(7)、(8)及び(16)から(19)までに掲げる事務（(7)及び(8)に掲げる事務にあっては、一般粉じん発生施設に係るものに限る。）並びに左欄(36)のうち(7)、(8)及び(16)から(19)までに掲げる事務に関するもの（(7)及び(8)に掲げる事務に関するものにあつては、一般粉じん発生施設に係るものに限る。）にあっては、藤沢市に限る。）
(削除)			
(削除)			
(削除)			
(削除)			
(削除)			
(25)～(30)（略）			
(31) 法第26条第1項の規定により、(1)から(30)までに掲げ			

改 正		現 行	
る事務に関し、必要な事項の報告を求め、及び職員に工場等に立ち入り、ばい煙発生施設等进行检查させること。 <u>(32)～(34)</u> (略)		る事務に関し、必要な事項の報告を求め、及び職員に工場等に立ち入り、ばい煙発生施設等进行检查させること。 <u>(37)～(39)</u> (略)	
13の2～21 (略)	(略)	13の2～21 (略)	(略)
21の2 自然環境保全条例(昭和47年神奈川県条例第52号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく次の事務(1)～(10) (略)	相模原市____ ____	21の2 自然環境保全条例(昭和47年神奈川県条例第52号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく次の事務(1)～(10) (略)	相模原市、秦野市及び南足柄市
22～24 (略)	(略)	22～24 (略)	(略)
25 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく次の事務(1)～(11) (略)	市(横浜市及び川崎市を除き、 <u>左欄(1)から(5)まで並びに左欄(6)及び(10)のうち(1)から(5)までに掲げる事務(5)に掲げる事務</u> にあつては、 <u>排煙に係るものに限る。</u>)に関するものにあつては相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に限り、 <u>左欄(5)並びに左欄(6)及び(10)のうち(5)に掲げる事務(粉じん及び排水に係るものに限る。)</u> に関するものにあつては相模原市、横須賀市、平塚	25 神奈川県生活環境の保全等に関する条例(以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく次の事務(1)～(11) (略)	市(横浜市及び川崎市を除き、 <u>左欄(1)から(4)まで並びに左欄(6)及び(10)のうち(1)から(4)までに掲げる事務</u> に関するものにあつては相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市に限り_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

改 正		現 行	
	限る。)		限る。)
<p>30の3 <u>神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく次の事務</u></p> <p>(1) <u>条例第3条第2項、条例第8条第1項、条例第10条第1項、条例第15条第2項並びに条例第17条第4項及び第5項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u></p> <p>(2) <u>条例第4条第1項（条例第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、条例第3条第1項又は条例第8条第1項の規定による許可の申請を審査すること（条例第25条第1項（第1号を除く。）、条例第28条第1項及び条例第32条第1項の規制基準に係るものに限る。）。</u></p> <p>(3) <u>条例第17条第6項の規定により、同条第4項又は第5項の規定による届出を審査すること（条例第25条第1項（第1号を除く。）、条例第28条第1項及び条例第32条第1項の規制基準に係るものに限る。）。</u></p> <p>(4) <u>条例第108条の規定により、(2)、(3)及び(6)に掲げる事務に関し、事業者又は関係人に対し、報告を求めること。</u></p> <p>(5) <u>条例第111条第1項の規定により、(2)、(3)及び(6)に掲げる事務に関し、職員に事業所その他の場所に立ち</u></p>	<p>市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除き、左欄(2)から(6)までに掲げる事務（条例第25条第1項第2号及び条例第28条第1項の規制基準に係るものに限る。）にあっては小田原市及び茅ヶ崎市に限り、左欄(2)から(6)までに掲げる事務（条例第25条第1項第3号及び条例第32条第1項の規制基準に係るものに限る。）にあっては小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市及び綾瀬市に限る。)</p>	(新規)	

改 正		現 行	
<p><u>入り、施設等を検査させ、及び関係人に質問させること。</u></p> <p><u>(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか条例の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</u></p>			
<p>31 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p><u>(1) 条例第7条第1項、条例第8条第2項及び第3項、条例第10条第2項及び第3項、条例第11条第3項、条例第12条、条例第17条第3項及び第8項、条例第18条第2項、条例第18条の2第2項、条例第21条第1項及び第2項、条例第42条の3第1項、条例第99条第2項、条例第100条並びに条例第101条第1項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u></p> <p><u>(2) 条例第56条の2第1項から第4項まで及び条例第56条の4第2項の規定により、知事に提出する書類を受理し、及び知事に送付すること。</u></p>	<p>市町村（左欄(1)に掲げる事務にあつては市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除く。）に限り、左欄(2)に掲げる事務にあつては町村（葉山町、寒川町、中井町、松田町及び山北町を除く。）に限る。）</p>	<p>31 神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下この項において「条例」という。）に基づく次の事務</p> <p><u>(1) 条例の規定により、知事に提出する書類（条例第42条第1項及び第2項、条例第59条第3項（条例第63条の2第2項において準用する場合を含む。）並びに条例第60条第1項、第2項及び第4項から第6項まで、条例第60条の2第2項及び第3項並びに条例第62条の2（条例第63条の3において準用する場合を含む。）に規定する報告等に係るものを除く。）を受理し、及び知事に送付すること。</u></p>	<p>市町村（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市及び藤沢市を除く。）</p>
31の2～160（略）	(略)	31の2～160（略）	(略)

2 神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること、また、地球温暖化の影響が既に現れていることに鑑み、神奈川県環境基本条例（平成8年神奈川県条例第12号）の本旨を達成するため、<u>地球温暖化対策の推進について、基本理念を定め、及び県、事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な取組を促進することを通じて、地球温暖化対策の推進を図り</u></p> <p><u>_____、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の<u>量の削減並びに</u>吸収作用の保全及び強化（以下「<u>温室効果ガスの排出の量の削減等</u>」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための取組をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 再生可能エネルギー等 太陽光、風力その他の永続的に利用することができる認められるエネルギー源であって規則で定めるものを利用したエネルギー（第9条第3項において「再生可能エネルギー」という。）及び温室効果ガスの排出の<u>量の削減</u>に著しく寄与する機械器具であって規則で定めるものをいう。</p> <p>(基本理念)</p> <p><u>第2条の2 地球温暖化対策の推進は、2050年までの脱炭素社会の実現（令和32年までに、人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会を実現することをいう。）を旨として、行われなければならない。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地球温暖化を防止することが人類共通の課題であること、また、地球温暖化の影響が既に現れていることに鑑み、神奈川県環境基本条例（平成8年神奈川県条例第12号）の本旨を達成するため、<u>県、_____事業者、県民、建築主等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、事業者及び県民の自主的な地球温暖化対策の促進を図り、これにより化石燃料に依存したエネルギー多消費型の社会から地球環境への負荷が少ない低炭素社会への転換を促し、もって良好な環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的とする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の<u>抑制並びに</u>_____吸収作用の保全及び強化（以下「<u>温室効果ガスの排出の抑制等</u>」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための取組をいう。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(5) 再生可能エネルギー等 太陽光、風力その他の永続的に利用することができる認められるエネルギー源であって規則で定めるものを利用したエネルギー（第9条第3項において「再生可能エネルギー」という。）及び温室効果ガスの排出の<u>抑制</u>_____に著しく寄与する機械器具であって規則で定めるものをいう。</p> <p>(新規)</p>

改 正	現 行
<p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は、<u>前条に定める基本理念</u>（以下「<u>基本理念</u>」という。）にのっとり、地球温暖化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は、<u>基本理念にのっとり</u>、その事業活動を行うに当たっては、温室効果ガスの排出の<u>量の削減</u>に積極的に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第5条 県民は、<u>基本理念にのっとり</u>、地球温暖化対策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、<u>温室効果ガスの排出の量の削減等</u>に積極的に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>(建築主等の責務)</p> <p>第6条 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「<u>新築等</u>」という。）をしようとする者は、<u>基本理念にのっとり</u>、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の<u>量の削減</u>を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地球温暖化対策計画)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県内における<u>温室効果ガスの排出の量の削減等</u>に関する目標</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(県の施策等の企画等に当たっての配慮)</p> <p>第8条 県は、<u>法第21条第8項</u>に定めるもののほか、地球温暖化に影響を及ぼすと認められる施策及び事業の企画及び実施に当たっては、地球温暖化の防止について配慮するものとする。</p> <p>(<u>事務事業温室効果ガス排出削減計画</u>)</p> <p>第9条 知事は、県の事務及び事業に係る温室</p>	<p>(県の責務)</p> <p>第3条 県は_____、地球温暖化対策に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(事業者の責務)</p> <p>第4条 事業者は_____、その事業活動を行うに当たっては、温室効果ガスの排出の<u>抑制</u>に積極的に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(県民の責務)</p> <p>第5条 県民は_____、地球温暖化対策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、<u>温室効果ガスの排出の抑制等</u>に積極的に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>(建築主等の責務)</p> <p>第6条 建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の新築、増築又は改築（以下「<u>新築等</u>」という。）をしようとする者は_____、当該建築物に係る温室効果ガスの排出の<u>抑制</u>を図るための措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(地球温暖化対策計画)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 県内における<u>温室効果ガスの排出の抑制等</u>に関する目標</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(県の施策等の企画等に当たっての配慮)</p> <p>第8条 県は、<u>法第21条第4項</u>に定めるもののほか、地球温暖化に影響を及ぼすと認められる施策及び事業の企画及び実施に当たっては、地球温暖化の防止について配慮するものとする。</p> <p>(<u>事務事業温室効果ガス排出抑制計画</u>)</p> <p>第9条 知事は、県の事務及び事業に係る温室</p>

改 正	現 行
<p>効果ガスの排出の<u>量</u>の削減に関する計画（以下この条において「<u>事務事業温室効果ガス排出削減計画</u>」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 <u>事務事業温室効果ガス排出削減計画</u>には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の<u>量</u>の削減に関する基本方針</p> <p>(2) 県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の<u>量</u>の削減に関する目標</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の<u>量</u>の削減を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 県は、<u>事務事業温室効果ガス排出削減計画</u>に基づき、自ら設置し、又は管理する施設における温室効果ガスの排出の<u>量</u>の削減及び再生可能エネルギーの活用、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車の使用その他の温室効果ガスの排出の<u>量</u>の削減に関する取組を自ら率先して行うよう努めなければならない。</p> <p>4 第7条第3項及び第4項の規定は、<u>事務事業温室効果ガス排出削減計画</u>について準用する。</p> <p>(事業活動温暖化対策計画書の提出等)</p> <p>第11条 特定大規模事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「<u>事業活動温暖化対策計画書</u>」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の<u>量</u>の削減を図るための基本方針に係る事項</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の<u>量</u>の削減の目標及び当該目標を達成するための措置の内容に係る事項</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(特定開発事業温暖化対策計画書の提出)</p> <p>第34条 特定開発事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「<u>特定開発事業温暖化対策計画書</u>」と</p>	<p>効果ガスの排出の<u>抑制</u>に関する計画（以下この条において「<u>事務事業温室効果ガス排出抑制計画</u>」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 <u>事務事業温室効果ガス排出抑制計画</u>には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の<u>抑制</u>に関する基本方針</p> <p>(2) 県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の<u>抑制</u>に関する目標</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の<u>抑制</u>を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 県は、<u>事務事業温室効果ガス排出抑制計画</u>に基づき、自ら設置し、又は管理する施設における温室効果ガスの排出の<u>抑制</u>及び再生可能エネルギーの活用、温室効果ガスの排出の量がより少ない自動車の使用その他の温室効果ガスの排出の<u>抑制</u>に関する取組を自ら率先して行うよう努めなければならない。</p> <p>4 第7条第3項及び第4項の規定は、<u>事務事業温室効果ガス排出抑制計画</u>について準用する。</p> <p>(事業活動温暖化対策計画書の提出等)</p> <p>第11条 特定大規模事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「<u>事業活動温暖化対策計画書</u>」という。）を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の<u>削減</u>を図るための基本方針に係る事項</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の<u>削減</u>の目標及び当該目標を達成するための措置の内容に係る事項</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>(特定開発事業温暖化対策計画書の提出)</p> <p>第34条 特定開発事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「<u>特定開発事業温暖化対策計画書</u>」と</p>

改 正	現 行
<p>いう。)を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の<u>量の削減</u>を図るため実施しようとする措置の内容</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(製品の開発又は役務の提供に関する地球温暖化対策)</p> <p>第46条 製品(自動車等を除く。以下この条において同じ。)を製造する事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない製品又は温室効果ガスの<u>排出の量の削減</u>に寄与する製品の開発を行うよう努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(生活様式等の転換の推進)</p> <p>第47条 県は、市町村、民間団体等及び法第37条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員と連携し、及び協働して、事業活動及び日常生活における温室効果ガスの<u>排出の量を削減</u>するための取組を推進するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>いう。)を作成し、規則で定める日までに、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 温室効果ガスの排出の<u>抑制</u>____を図るため実施しようとする措置の内容</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(製品の開発又は役務の提供に関する地球温暖化対策)</p> <p>第46条 製品(自動車等を除く。以下この条において同じ。)を製造する事業者は、温室効果ガスの排出の量がより少ない製品又は温室効果ガスの<u>排出抑制</u>____に寄与する製品の開発を行うよう努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(生活様式等の転換の推進)</p> <p>第47条 県は、市町村、民間団体等及び法第37条第1項に規定する地球温暖化防止活動推進員と連携し、及び協働して、事業活動及び日常生活における温室効果ガスの<u>排出を抑制する</u>____ための取組を推進するものとする。</p> <p>2 (略)</p>